

2016年度

日本エネルギー法研究所年報

2017年5月

日本エネルギー法研究所

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 2016年度をふり返って | 1 |
| I 研究所の概要 | 2 |
| 1. 設立の経緯 | 2 |
| 2. 活動目的 | 2 |
| 3. 理事会の構成 | 3 |
| 4. 企画委員会の構成 | 3 |
| 5. 研究所員名簿 | 4 |
| II 事業活動 | 5 |
| 1. 研 究 | 5 |
| (1) 原子力損害賠償法制の課題検討班 | 5 |
| (2) エネルギー資源確保に関する国際問題検討班 | 6 |
| (3) 環境に関する法的問題検討班 | 7 |
| (4) 電力システム改革に関連する競争政策検討班 | 9 |
| (5) 再生可能エネルギーに関する法的問題検討班 | 10 |
| (6) 再生可能エネルギーの導入拡大の法的論点検討班 | 10 |
| (7) 原子力安全を巡る法的論点検討班 | 11 |
| 2. 国際関係 | 13 |
| (1) 国際原子力法学会（INLA）第22回本大会 | 13 |
| (2) 2016国際原子力法スクールセッション | 14 |
| 3. 出 版 | 15 |
| III 研究所日誌 | 16 |
| おわりに | 18 |
| 研究報告書（JELI-R）一覧表 | 19 |
| 資料（JELI-M）一覧表 | 24 |

2016年度をふり返って

日本エネルギー法研究所
理事長 野村 豊 弘

本研究所は、1981年10月に設立されて以来、多方面にわたる皆様の温かいご指導とご支援を賜り、30年以上の長期にわたって研究活動を続けてまいりました。

2016年度は、電力の小売全面自由化が開始し、小売市場へ様々な分野からの参入が増加するとともに、通信やガス等と電気のセットプランや完全従量料金、定額料金等、新しい料金メニューが提供されるようになりました。また、九州電力川内原子力発電所1、2号機の稼働差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告を福岡高裁宮崎支部が棄却したほか、関西電力高浜原子力発電所3、4号機の稼働差止を命じた大津地裁の決定を大阪高裁が取り消す等、原子力関係訴訟において高裁の司法判断が示されました。

本研究所では、これらの状況から生じた法的課題に対して、下段概要の如く積極的な研究活動を進めることができました。ここにあらためて、本研究所の研究活動に対してご協力とご指導をいただいた諸先生方をはじめ関係各位に厚くお礼申し上げます。

本研究所は、2017年度も研究活動に全力を尽くす所存でございますので、引続き多方面にわたる皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 研究会は、原子力損害賠償法制の課題検討班：8回、エネルギー資源確保に関する国際問題検討班：10回、環境に関する法的問題検討班：9回、電力システム改革に関連する競争政策検討班：11回、再生可能エネルギーに関する法的問題検討班：1回、再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班：4回、原子力安全を巡る法的論点検討班：9回をそれぞれ開催し、調査・研究を行いました。

また、研究報告書として、「電力自由化による新たな法的課題－独占禁止法・競争政策の観点から－」、「原子力損害賠償法に関する国内外の検討」の2冊を出版しております。

(2) 海外における活動としては、8月から9月にかけて、瀧口洋平研究員および塚本泰史研究員が、フランスのモンペリエで開催された2016国際原子力法スクールセッションに参加し、モンペリエ大学のディプロマを取得しました。11月には、私、村上恵也研究員、小路智也研究員の3名が、インドのニューデリーで開催された国際原子力法学会（INLA）第22回本大会に参加しました。

I 研究所の概要

1. 設立の経緯

オイルショックを契機に、エネルギー問題の早期解決の必要性が社会的に認知されるなか、エネルギー問題解決のための法律的研究が著しく立ち遅れていたわが国の状況に危機感を抱いた故田中二郎東京大学名誉教授は、1977年1月に「エネルギー問題懇談会」を組織した。

同懇談会のメンバーであった故金澤良雄成蹊大学名誉教授は、1979年10月に西ドイツのミュンスターで開催された同国の原子力法学会に招かれ、ゲッティンゲン大学に付置されている「原子力法研究所」を見学した。その際、わが国における同種の研究所の必要性を痛感したため、エネルギー問題懇談会の席上でその旨報告したところ、同懇談会は、エネルギー法研究のための専門機関を設立すべきとの結論を出した。

その後、田中、金澤両教授に故斉藤統財団法人電力中央研究所参事等を加えたメンバーが中心となり専門機関の設立準備が進められ、電気事業連合会の故平岩会長、故大垣副会長の賛同を得て1981年10月に「日本エネルギー法研究所」が誕生した。

2. 活動目的

エネルギー問題の解決にあたっては、ウラン、天然ガス、石油、石炭等のエネルギー資源の安定確保、再生可能エネルギーの開発導入、地球温暖化問題への配慮等が求められるが、そこには国際的な広がりをもった複雑かつ困難な問題が伏在している。また、エネルギーの安定供給と環境への適合を前提とした市場原則の活用、原子力行政を中心とした種々深刻な利害の対立は、価値観の多様化もからみ、問題をますます複雑化させ、その解決を困難にしている。

このような状況の下、エネルギー法の分野では、その立法過程、行政過程および司法過程において、既成の法律学の各分野で予想することができなかつた多種多様な問題が生起している。これら法的諸問題を解決すること、さらに、長期的な視野に立った法制度を整備することは、わが国のエネルギー政策において極めて重要な課題である。

本研究所は、エネルギー法研究の中核となってエネルギーをめぐるあらゆる法的諸問題の組織的かつ総合的な調査研究を行い、その解明に当たるとともに、内外の研究機関との研究上の交流、情報の交換等を行うものである。

※役職等は、2017年3月末時点のものである。

3. 理事会の構成

| | | |
|-------|---------|----------------------|
| 理 事 長 | 野 村 豊 弘 | 学習院大学名誉教授 |
| 理 事 | 磯 部 力 | 東京都立大学名誉教授 |
| 〃 | 奥 脇 直 也 | 明治大学教授 |
| 〃 | 小早川 光 郎 | 成蹊大学教授 |
| 〃 | 道垣内 正 人 | 早稲田大学教授，東京大学名誉教授，弁護士 |
| 〃 | 藤 田 友 敬 | 東京大学教授 |
| 監 事 | 猪 鼻 正 純 | 電力中央研究所常務理事 |
| 〃 | 舟 田 正 之 | 立教大学名誉教授 |

4. 企画委員会の構成

| | | |
|-----|---------|--------------------|
| 委 員 | 小 幡 純 子 | 上智大学教授 |
| 〃 | 兼 原 敦 子 | 上智大学教授 |
| 〃 | 來 生 新 | 放送大学副学長，横浜国立大学名誉教授 |
| 〃 | 斎 藤 誠 | 東京大学教授 |
| 〃 | 宍 戸 善 一 | 一橋大学教授 |

5. 研究所員名簿

研究部

| | |
|------|------------------|
| 研究部長 | 友岡史仁 |
| 研究員 | 村上恵也 |
| 〃 | 瀧口洋平 |
| 〃 | 栗林克也 (2016年8月着任) |
| 〃 | 小路智也 |
| 〃 | 上田博康 (2016年6月離任) |
| 〃 | 戸本武志 (2016年8月着任) |
| 〃 | 田中宣裕 (2017年2月離任) |
| 〃 | 堀雅晃 (2017年2月着任) |
| 〃 | 村上浩一 (2016年8月離任) |
| 〃 | 森実慎二 (2017年3月着任) |
| 〃 | 塚本泰史 |
| 事務職員 | 大熊淑子 |

事務部

| | |
|------|-------|
| 事務部長 | 高山理一郎 |
| 事務課長 | 目黒博雄 |
| 事務職員 | 岩井紀子 |

Ⅱ 事業活動

※役職等は、2017年3月末時点のものである。

1. 研究

本研究所では、エネルギーをめぐるあらゆる法的諸問題の調査研究を行っている。

(1) 原子力損害賠償法制の課題検討班

a. 構成

| | | |
|--------|---------|--|
| 主査 | 道垣内 正 人 | 本研究所理事，早稲田大学教授，東京大学名誉教授， 弁護士 |
| 研究委員 | 下 山 俊 次 | 本研究所参与 |
| 〃 | 藤 田 友 敬 | 本研究所理事，東京大学教授 |
| 〃 | 水 野 謙 | 学習院大学教授 |
| 〃 | 溜 箭 将 之 | 立教大学教授 |
| 〃 | 米 村 滋 人 | 東京大学准教授 |
| オブザーバー | 野 村 豊 弘 | 本研究所理事長，学習院大学名誉教授 |
| 〃 | 大久保 賢 一 | 電気事業連合会原子力部副部長 |
| 〃 | 小 松 隆 | |
| 〃 | 豊 永 晋 輔 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構参与 |
| 〃 | 富 野 克 彦 | 日本原子力産業協会政策・コミュニケーション部主任 |
| 〃 | 木 原 哲 郎 | 日本原子力保険プール専務理事 |
| 〃 | 多 田 伸 雄 | 日本電機工業会原子力部長 |
| 〃 | 北 郷 太 郎 | 桐蔭横浜大学客員教授，日本原子力研究開発機構事業 計画統括部次長（10月から） |

研 究 員 研究所員名簿記載のとおり

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い生じている原子力損害賠償の枠組みの課題や、「原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）」加入に伴う国内外の法制度の整備状況を踏まえ、わが国の原子力損害賠償制度の検討を行うとともに、従来の学説判例により蓄積されてきた不法行為法理論だけでは十分な解決ができないような事例について研究し、中長期的な課題を特定，検討していくとともに、諸外国の国内法制の調査・研究を行うことを目的として設置されたものである。

2016年度は、原子力損害賠償紛争審査会や原子力損害賠償制度専門部会の動向を踏まえ、

わが国における現行制度の課題について、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の実務および企業のリスクの観点等から検討した。また、国内の事情だけではなく、海外の動向にも目を向け、原子力損害賠償に関する国際条約の枠組みや他のC S C締結国の法制度を概観するとともに、被曝を理由とする海外での訴訟における論点についても検討を行った。

c. 研究活動記録

| | |
|------------|---|
| 2016年4月18日 | 原子力損害賠償制度を取り巻く環境の変化 |
| 2016年5月23日 | 原子力リスクガバナンスと原賠制度 |
| 2016年6月9日 | 福島事故による損害賠償に関与する法曹の人々と今後の課題 |
| 2016年7月12日 | 原子力損害賠償制度の海外動向 |
| 2016年7月20日 | インド原子力損害賠償法と原子力損害補完補償条約（C S C） 2014年末以降の展開と関係諸論点 |
| 2016年10月4日 | 福島原発事故と企業活動に伴うリスクー近時の2つの裁判例の検討を通じてー |
| 2016年12月7日 | 原子力損害と会社法 |
| 2017年1月25日 | TOMODACHI作戦に伴う被曝を理由とするアメリカでの訴訟 |

(2) エネルギー資源確保に関する国際問題検討班

a. 構成

| | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 主 査 | 森 川 幸 一 | 専修大学教授 |
| 研究委員 | 斎 藤 誠 | 東京大学教授 |
| 〃 | 酒 井 啓 亘 | 京都大学教授 |
| 〃 | 中 西 優美子 | 一橋大学教授 |
| 〃 | 林 秀 弥 | 名古屋大学教授 |
| 〃 | 原 田 大 樹 | 京都大学教授 |
| 〃 | 西 村 弓 | 東京大学准教授 |
| 〃 | 伊 藤 一 頼 | 北海道大学准教授 |
| オブザーバー | 丸 山 真 弘 | 電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員 |
| 〃 | 安 田 孝 志 | 電気事業連合会原子力部副部長（2月まで） |
| 〃 | 亀 田 保 志 | 電気事業連合会原子力部副部長（2月から） |
| 〃 | 岩 瀬 栄 二 | 電気事業連合会原子力部副長 |
| 研 究 員 | 研究所員名簿記載のとおり | |

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、国内におけるエネルギー・セキュリティに関する議論のプライオリティが高い状況にあることを踏まえ、グローバルな環境における「資源」と「資本」に関わる個別の課題を取り上げつつ、エネルギーの安定供給確保に係る法的諸課題について、国際法または行政法等の大局的見地から検証を行うことを目的として設置されたものである。

2016年度は、輸送や貿易・投資、資源開発等に着眼し、それらに関する国際取決めや国内法との関係、国家間の紛争事案等の分析等を通じて、「資源」と「資本」に関する国際基準・ルールの形成に資する国際法や国際経済法の在り方、国際基準と国内政策との整合を図るために果たす行政法の役割等について検討を行った。

c. 研究活動記録

| | |
|-------------|---|
| 2016年4月8日 | 欧州におけるエネルギー分野の規制についてのEUと加盟国の権限の問題—Energy Union StrategyにおけるACERの権限の見直しを巡って— |
| 2016年5月20日 | エネルギー政策の変更に関する投資協定上の評価 |
| 2016年6月17日 | インドによる太陽電池にかかるローカルコンテンツ要求とGATT/TRIMs協定—WTOパネル判断をめぐって— |
| 2016年7月15日 | 国内公法学からみた間接受用 |
| 2016年10月21日 | ISNL2016（国際原子力法スクール）受講記 |
| 2016年11月18日 | EUの自由貿易協定における投資裁判所について |
| 2016年12月16日 | GATT/WTOにおける安全保障例外条項の司法審査可能性 |
| 2017年1月20日 | エネルギー海上輸送の安全確保と機雷をめぐる国際法上の問題 |
| 2017年2月17日 | 改正鉱業法をめぐる国際法上の問題 |
| 2017年3月31日 | 条約の国内「実施」と「転換」—若干の考察 |

(3) 環境に関する法的問題検討班

a. 構成

| | | |
|--------|------|-------------------------|
| 主査 | 前田陽一 | 立教大学教授 |
| 研究委員 | 高島忠義 | 愛知県立大学学長 |
| 〃 | 橋本博之 | 慶應義塾大学教授 |
| 〃 | 北村喜宣 | 上智大学教授 |
| 〃 | 下村英嗣 | 広島修道大学教授 |
| 〃 | 勢一智子 | 西南学院大学教授 |
| オブザーバー | 野村豊弘 | 本研究所理事長、学習院大学名誉教授（2月から） |

| | | |
|--------|-------|---|
| オブザーバー | 鈴木孝寛 | |
| 〃 | 宮嶋直人 | 電気事業連合会立地環境部副部長 |
| 〃 | 山本国夫 | 電気事業連合会立地環境部副長（1月まで） |
| 〃 | 倉本素良 | 電気事業連合会立地環境部副長（2月から） |
| 〃 | 草野英哉 | 東京電力ホールディングス(株)技術・環境戦略ユニット環境室 環境総括担当（6月まで） |
| 〃 | 佐々木 緑 | 東京電力ホールディングス(株)技術・環境戦略ユニット環境室 環境リレーション担当（7月から） |

研究員 研究所員名簿記載のとおり

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、エネルギーに関連する環境法（地球温暖化、廃棄物、環境訴訟等）を包括的に研究することを目的として設置されたものである。

2016年度は、フランスにおける核廃棄物処分制度の動向やドイツにおける再生可能エネルギーに関する政策の動向、日本における温暖化対策に関する法政策の現状等、国内外のエネルギーと環境に関連する法的課題について調査研究を行うとともに、原子力発電所運転差止訴訟、建設アスベストに係る訴訟、深海底資源開発をめぐる紛争等、国内外の紛争についての裁判例を取り上げ、論点を検討した。

c. 研究活動記録

| | |
|-------------|---|
| 2016年4月27日 | 原発規制と環境行政訴訟 |
| 2016年6月10日 | ドイツ・エネルギー法におけるFIT制度の構造と展開 —エネルギーシフト政策(Energiewende)の戦略として— |
| 2016年7月21日 | 建設アスベスト訴訟京都地裁判決について |
| 2016年9月12日 | 原子力発電所に対する民事差止仮処分に関する検討 |
| 2016年10月21日 | 高レベル放射性廃棄物の処分プロセスにおける可逆性の考察 |
| 2016年11月25日 | 深海底活動保証事件と予防的アプローチ |
| 2017年1月18日 | 国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）について 日本における温暖化対策に関する法律等について～エネルギー転換部門に対する規制を中心として～ |
| 2017年2月21日 | 「伊方最判」の射程—民事差止訴訟と行政訴訟の機能分担をめぐって |
| 2017年3月30日 | ドイツ再生可能エネルギー法の展開—FIT制度と2017年法改正（EEG 2017）— |

(4) 電力システム改革に関連する競争政策検討班

a. 構成

| | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 主査 | 舟田正之 | 本研究所監事，立教大学名誉教授 |
| 研究委員 | 土田和博 | 早稲田大学教授 |
| 〃 | 安念潤司 | 中央大学教授 |
| 〃 | 東條吉純 | 立教大学教授 |
| 〃 | 柴田潤子 | 香川大学教授 |
| 〃 | 若林亜理砂 | 駒澤大学教授 |
| 〃 | 武田邦宣 | 大阪大学教授 |
| 〃 | 友岡史仁 | 本研究所研究部長，日本大学教授 |
| オブザーバー | 佐藤佳邦 | 電力中央研究所社会経済研究所主任研究員 |
| 〃 | 外崎静香 | 電力中央研究所社会経済研究所主任研究員 |
| 〃 | 梶崎晴康 | 電気事業連合会企画部副部長（6月まで） |
| 〃 | 森永知範 | 電気事業連合会企画部副部長（7月から1月まで） |
| 〃 | 櫛本俊夫 | 電気事業連合会企画部副部長（2月から） |
| 〃 | 行天健一朗 | 電気事業連合会企画部副部長 |
| 〃 | 辻森耕太 | 電気事業連合会企画部副部長（7月から） |
| 研究員 | 研究所員名簿記載のとおり | |

b. 活動目的および年間活動

当研究班は、2014年度までの「電力システム改革に伴う法的問題検討班」を継承し、電力システム改革の動向を踏まえ、電気事業のみならず、天然ガス取引等の上流市場、あるいはガス事業、通信事業等の隣接市場との関係を視野に、事業規制の枠を超えた事業展開に対して生じる様々な問題を調査・検討することを目的として設置されたものである。

2016年度は、引き続き電気と通信のセット割引や英国エネルギー市場の競争状況、天然ガスの共同調達に係る事業提携等の電力システム改革に関連する議論を検討したほか、通信や郵便等の公益事業に係る規制と競争政策の在り方についても検討を行った。

c. 研究活動記録

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 2016年4月25日 | 『適正な電力取引についての指針』の改定について |
| 2016年5月16日 | 欧州における電気事業制度をめぐる現状と課題 |
| 2016年6月20日 | 米国通信法上の『公共の利益』—近年の垂直統合事例を題材に— |
| 2016年7月25日 | 原発再考—核不拡散体制から町内会政治まで— |
| 2016年9月26日 | 英国エネルギー分野に関する市場調査最終報告書について |
| 2016年10月31日 | エネルギー事業と最恵国待遇（MFN）条項 |

| | |
|-------------|---|
| 2016年11月28日 | 情報と市場支配力ードイツ競争制限防止法第9次改正をめぐる議論を中心に |
| 2016年12月19日 | プラットフォームによる無料サービスの提供と競争法の適用問題 |
| 2017年2月3日 | 郵便ユニバーサルサービスと競争 ー日本郵政はロイヤルメールの夢を見るかー |
| 2017年2月16日 | 体系的思考の下での『エネルギー法』について |
| 2017年3月23日 | ガスシステム改革の現状と展望 |

(5) 再生可能エネルギーに関する法的問題検討班（2016年5月まで）

a. 構成

| | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 主査 | 來生 新 | 放送大学副学長，横浜国立大学名誉教授 |
| 研究委員 | 高橋 寿一 | 横浜国立大学教授 |
| 〃 | 斎藤 誠 | 東京大学教授 |
| 〃 | 三浦 大介 | 神奈川大学教授 |
| 〃 | 内藤 悟 | 東北公益文科大学准教授 |
| 〃 | 宮澤 俊昭 | 横浜国立大学教授 |
| 〃 | 青木 淳一 | 慶應義塾大学准教授 |
| オブザーバー | 丸山 真弘 | 電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員 |
| 〃 | 吉本 亮仁 | 電気事業連合会立地環境部副長 |
| 研究員 | 研究所員名簿記載のとおり | |

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、再生可能エネルギーに関する法的問題について調査・検討を行うことを目的として2014年7月に設置されたものである。

2016年度は、最終回の1回のみ開催であり、海洋開発と漁業補償の問題点を検討した。

c. 研究活動記録

2016年5月20日 21世紀型海洋利用と補償2

(6) 再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班（2016年7月から）

a. 構成

| | | |
|------|-------|--------------------|
| 主査 | 來生 新 | 放送大学副学長，横浜国立大学名誉教授 |
| 研究委員 | 高橋 寿一 | 横浜国立大学教授 |
| 〃 | 斎藤 誠 | 東京大学教授 |
| 〃 | 三浦 大介 | 神奈川大学教授 |

| | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 研究委員 | 内 藤 悟 | 東北公益文科大学准教授 |
| 〃 | 宮 澤 俊 昭 | 横浜国立大学教授 |
| 〃 | 青 木 淳 一 | 慶應義塾大学准教授 |
| オブザーバー | 丸 山 真 弘 | 電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員 |
| 〃 | 石 田 裕 明 | 電気事業連合会立地環境部副長 |
| 研 究 員 | 研究所員名簿記載のとおり | |

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、「再生可能エネルギーに関する法的問題検討班」を継承し、さらに電力システム改革との整合性という観点からも再生可能エネルギーが抱える問題を検討することを目的として設置されたものである。

2016年度は、再生可能エネルギー普及策と市場競争政策との不整合性、地熱発電開発と既存温泉事業との調整の在り方について検討したほか、ドイツにおける風力発電の立地選定の特徴について調査・研究を行った。

c. 研究活動記録

| | |
|------------|--|
| 2016年7月1日 | 研究テーマ案検討 |
| 2016年10月7日 | 地球温暖化対策と競争政策 欧州の再生可能エネルギー電力買取制度を題材に |
| 2016年12月9日 | 自然公園における地熱開発の問題点 |
| 2017年2月22日 | 風力発電設備の立地選定—国土整備計画と建設管理計画— |

(7) 原子力安全を巡る法的論点検討班

a. 構 成

| | | |
|--------|---------|-------------------------|
| 主 査 | 交 告 尚 史 | 東京大学教授 |
| 研究委員 | 下 山 俊 次 | 本研究所参与 |
| 〃 | 大 貫 裕 之 | 中央大学教授 |
| 〃 | 山 本 隆 司 | 東京大学教授 |
| 〃 | 渡 井 理佳子 | 慶應義塾大学教授 |
| 〃 | 友 岡 史 仁 | 本研究所研究部長，日本大学教授 |
| 〃 | 高 橋 信 行 | 國學院大學教授 |
| 〃 | 川 合 敏 樹 | 國學院大學准教授 |
| オブザーバー | 野 村 豊 弘 | 本研究所理事長，学習院大学名誉教授（2月から） |
| 〃 | 鈴 木 孝 寛 | |
| 〃 | 宮 嶋 直 人 | 電気事業連合会立地環境部副部長 |

オブザーバー 山 本 国 夫 電気事業連合会立地環境部副長（1月まで）
〃 倉 本 素 良 電気事業連合会立地環境部副長（2月から）
研 究 員 研究所員名簿記載のとおり

b. 活動目的および年間活動

本研究班は、改正原子炉等規制法に関連して明らかにすべき法的問題点の検討を中心に、法学と理学・工学の知見の融合も試みながら、あるべき原子力安全規制の法制度について研究することを目的として設置されたものである。

2016年度は、国内の原子力安全規制や運転差止訴訟に関する考察を行うだけでなく、諸外国の安全保障や独立行政法人の民主的正統化についても調査・研究を行った。

c. 研究活動記録

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 2016年4月28日 | 行政庁の最善知探究義務について |
| 2016年5月25日 | 大津地裁仮処分決定に関する考察 |
| 2016年7月28日 | 原発「再稼働」に関する専門的知見の反映をめぐる若干の考察 |
| 2016年9月13日 | 原子力発電所運転差止めの仮処分に関する若干の法的論点について |
| 2016年11月24日 | 原子炉の設置変更許可手続をめぐる問題 |
| 2016年12月6日 | 確率論的リスク評価（PRA）について |
| 2017年1月20日 | アメリカにおける原子力発電所と外国人保有比率 |
| 2017年2月7日 | 行政の民主的正統化と独立行政機関 |
| 2017年3月21日 | 原子炉等規制法の構造の理解に向けて |

2. 国際関係

(1) 国際原子力法学会（I N L A）第22回本大会

2016年11月7日から11月11日まで、インドのニューデリーにおいて国際原子力法学会（International Nuclear Law Association— I N L A）第22回本大会が開催され、本研究所からは野村豊弘理事長（I N L A理事を務める）、村上恵也研究員および小路智也研究員の3名が参加した。

I N L Aは、原子力の平和利用に関する法的諸問題についての研究の促進、研究者間の交流・情報交換等を目的に、1972年に設立された国際学会であり、欧州を中心に世界各国の研究者や規制当局関係者、国際機関担当者、原子力関連事業者、弁護士等が参加する。

今回の本大会には、開催国のインドを中心に、欧州諸国、米国、ロシア、トルコ等から約200名の参加があり、セッションが次のとおり開催された。

- ・セッション1 : オープニングセッション
- ・セッション2 : インドにおける原子力エネルギー計画&平和利用
- ・セッション3 : 原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正
- ・セッション4 : 続・原子力損害に対する民事責任に関する国内法、条約の改正
- ・セッション5 : 気候変動政策と原子力エネルギー分野に与える影響：近時の動向と将来の影響
- ・セッション6 : 原子力ファイナンス—挑戦とアプローチ
- ・セッション7 : 原子炉の新設における産業界の関与
- ・セッション8 : 地域レベルのエネルギー（アフリカ諸国、インド、日本等）
- ・セッション9 : 核物質輸送
- ・セッション10 : 核物質防護
- ・セッション11 : 放射性廃棄物管理—管轄区域における政策と挑戦
- ・セッション12 : 原子力エネルギー事業&関係訴訟における市民団体の参加
- ・セッション13 : イランの核取引—交渉経験の共有&ビジネスへの影響評価
- ・セッション14 : 原子力安全&管轄区域における取組み
- ・セッション15 : 安全規制に関する比較検討とワーキンググループレポート
- ・セッション16 : 放射線防護における将来の動向
- ・セッション17 : 電離放射線に対する患者の防護

以上のセッション等は、それぞれのテーマに沿って、各国参加者による報告および質疑応答という形式で運営され、活発な議論が展開された。

このうち、セッション4およびセッション17において、野村理事長が「福島事故による原子力損害の補償における日本の経験」、「日本における電離放射線からの患者の防護」をテーマに報告を行うとともに、セッション3およびセッション14において、村上浩一研究員（当

時)が提出した論文「日本のCSC締結とその国内実施」および村上恵也研究員が提出した論文「日本における原子力規制組織の変遷」の内容がINLA事務局より紹介された。

また、大会期間中の11月8日に在インド日本国大使館を訪問した。訪問に際しては、本研究所の道垣内理事と法政大学の岡松暁子教授にご同行いただいた。

INLA第22回インド本大会の内容や、日本における原子力エネルギーの情勢等について情報提供させていただいたうえで、日印原子力協定(2016年11月11日署名)やインドの政治情勢、経済事情、電力事情、文化に至るまで、幅広くお話を伺った。

(2) 2016国際原子力法スクールセッション

2016年8月22日から9月2日まで、経済協力開発機構/原子力機関(OECD/NEA)とモンペリエ第一大学の共催による「2016国際原子力法スクールセッション」が、フランスのモンペリエにて開催され、本研究所からは瀧口洋平研究員および塚本泰史研究員が参加した。

本セッションは、チェルノブイリ事故後の原子力分野における国際的な協力体制を育む手段として、2001年にモンペリエ大学の協力を得てOECD/NEAにより創設され、以降、IAEA(国際原子力機関)の支援を受けて継続され、本年度で16回目となる。

2週間の期間内に、原子力法を包括的に学ぶ場として用意されており、本年度はIAEA、OECD/NEAのほか、大学・研究機関、各国の原子力規制機関、事業者等から招聘された専門家33名が講義を担当した。受講者としては、世界各国から、法律を専攻する学生、弁護士、政府関係者等約60名が参加して行われた。

なお、本セッションでは、受講者同士や講師と受講者間の人脈形成も大変重要視されており、懇親パーティーや観光ツアー等、交流を促進するイベントも開催された。

本年度のカリキュラムは、「原子力法概論」、「放射線防護、規制とライセンス」、「緊急時対応、原子力安全」、「環境保護、放射性廃棄物管理」、「条約、廃止措置」、「輸送、核セキュリティ」、「核不拡散、安全保障」、「法的責任と補償、保険」、「国際取引、計画推進」、「国際原子力法における現在の問題」から成っている。昨年に引き続き、UAEやインド等、新設プロジェクトが進行する国等からの報告も行われた。

カリキュラムのうち概ね7割は講義、3割は討議に時間が割り当てられた。講義においては、受講者および講師陣から質問や意見が相次ぎ、予定時間を大幅に超過して質疑応答が繰り返された。

他方、討議では、ケーススタディ等、実務的な問題が事前に発表され、宿題として各自が考察を済ませたうえで、昼休み時間を利用したディスカッションを通して、限られた時間の中で解決策を見つけていくという手法が採られた。このディスカッションの中で各国の規制組織のあり方の違いや原子力事業を推進する組織の望ましい姿等について意見交換がなされた。

3. 出版

2016年度は研究報告書として、次の2冊を出版した。

(1) 「電力自由化による新たな法的課題－独占禁止法・競争政策の観点から－平成25・26年度 電力システム改革に伴う法的問題検討班研究報告書－」(JEL I・R・No.134)

電力システム改革に伴う法的問題検討班が2013～2014年度において行った調査・研究の成果を取りまとめたものである。この期間において、本研究班は、電力システム改革に関する議論を踏まえ、先行して電力自由化を実施している欧米の事例等も参考に、エネルギー事業者の事業展開と独占禁止法・競争政策の関わりについて調査・研究を進めてきた。主な内容は、以下のとおりである。

- 第1章 電力会社と移動通信キャリアによる「セット割り」
- 第2章 エネルギー（電力）分野における共同事業提携と独占禁止法
- 第3章 英国電力小売市場規制の近時の動向について
- 第4章 電力市場における濫用規制の問題－Storm und TelefonII等を手がかりにして
- 第5章 戦略的過少投資と市場支配的地位の濫用
- 第6章 再生可能エネルギー導入を巡る規制と市場
－FIT制度の「補助金」該当性を中心として－

(2) 「原子力損害賠償法に関する国内外の検討－2013～2014年度 原子力損害賠償に関する国内外の法制検討班報告書－」(JEL I・R・No.135)

原子力損害賠償に関する国内外の法制検討班が2013～2014年度において行った調査・研究の成果を取りまとめたものである。この期間において、本研究班は、法制度の見直しに資する国内事例の検討や、わが国の原賠法改正に向けた海外の法制度の調査・比較、さらには原子力損害賠償に関わる国際条約への批准を行う場合の国内法制改正項目の検討等を行ってきた。主な内容は、以下のとおりである。

- 第1章 福島事故における損害賠償と世界的な原子力損害賠償制度との関連
- 第2章 福島原発事故後の被災者の自殺について～因果関係論と新しい原状回復理念～
- 第3章 国際油濁補償基金（IOPC FUND）の仕組みとその特徴
－CSCの基金の仕組みとの対比において－
- 第4章 CSCのもとでの国際裁判管轄・準拠法・外国判決承認執行
－CSC批准前後の変化について－
- 第5章 インド原子力損害民事責任法（CLNDA）と原子力損害補完補償条約（CSC）

Ⅲ 研究所日誌

※役職等は、講演会開催日時点のものである。

2016. 4. 8 電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員の丸山真弘氏から、エネルギー資源確保に関する国際問題検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：欧州におけるエネルギー分野の規制についてのEUと加盟国の権限の問題—Energy Union StrategyにおけるACERの権限の見直しを巡って—
2016. 4. 13 名古屋大学大学院法学研究科教授の林秀弥氏を迎え、2016年度第1回特別研究講座を開催した。
テーマ：電力と通信のセット割をめぐる各社の取り組みと法律上の問題点
2016. 4. 25 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課課長の藤井宣明氏、同課長補佐の井堀修氏から、電力システム改革に関連する競争政策検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：『適正な電力取引についての指針』の改定について
2016. 5. 16 電力中央研究所社会経済研究所スタッフ上席研究員の丸山真弘氏から、電力システム改革に関連する競争政策検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：欧州における電気事業制度をめぐる現状と課題
2016. 5. 23 東京大学政策ビジョン研究センター教授の谷口武俊氏から、原子力損害賠償法制の課題検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：原子力リスクガバナンスと原賠制度
2016. 6. 3 本研究所第155回理事会を開催した。
2016. 8. 22 瀧口洋平研究員、塚本泰史研究員が、フランスのモンペリエで開催された
～9. 2 2016国際原子力法スクールセッションに参加した。
2016. 9. 13 一橋大学大学院法学研究科教授の山本和彦氏から、原子力安全を巡る法的論点検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：原子力発電所運転差止めの仮処分に関する若干の法的論点について
2016. 10. 7 名古屋大学名誉教授・弁護士の森嶋昭夫氏を迎え、2016年度第2回特別研究講座を開催した。
テーマ：原子力の安全と司法—高浜原発3・4号機再稼働差止大津地裁決定を考える

2016. 10. 7 電力中央研究所社会経済研究所主任研究員の佐藤佳邦氏から、再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：地球温暖化対策と競争政策 欧州の再生可能エネルギー電力買取制度を題材に
2016. 11. 7 野村豊弘理事長，村上恵也研究員，小路智也研究員の3名が，インドのニュー
～11. 11 デリーで開催された国際原子力法学会第22回本大会に参加した。同大会において野村豊弘理事長が「福島事故による原子力損害の補償における日本の経験」，「日本における電離放射線からの患者の防護」をテーマに報告を行うとともに，村上浩一研究員（当時）が提出した論文「日本のC S C締結とその国内実施」および村上恵也研究員が提出した論文「日本における原子力規制組織の変遷」の内容がINLA事務局より紹介された。また，大会期間中の11月8日に在インド日本国大使館を訪問した。
2016. 11. 22 本研究所2016年度企画委員会を開催した。
2016. 12. 6 電力中央研究所研究アドバイザーの平野光将氏から，原子力安全を巡る法的論点検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：確率論的リスク評価（P R A）について
2016. 12. 16 本研究所第156回理事会を開催した。
2017. 1. 18 電気事業連合会立地環境部副部長の小野瀬洋氏，藤本啓史氏から，環境に関する法的問題検討班の研究会において報告をいただいた。
テーマ：国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（C O P 22）について
2017. 2. 28 本研究所第157回理事会を開催した。

お わ り に

日本エネルギー法研究所
研究部長 友岡 史仁

日本エネルギー法研究所の2016年度年報がまとまりました。

本年度は、7つの常設研究班において、それぞれ調査・研究を積極的に進めてまいりました。

本研究所の研究活動は、この年報にも報告されているとおり、各研究班の活動を中心として活発になされており。しかし、本研究所が取り扱う研究分野は、原子力、環境、再生可能エネルギー、電気事業制度をはじめとして、電気事業が直面する電力システム改革等の社会情勢の変化に対応し多岐にわたっているため、特定研究項目の分担執筆またはアドホックな講演等の形で、様々な分野の専門家にも協力をお願いし、研究活動をよりよいものにしてまいりました。

また本年度は、上田博康、田中宣裕、村上浩一の各研究員が転出し、新たに、栗林克也、戸本武志、堀雅晃、森実慎二の各研究員を迎えることができました。

本研究所は、今後とも、地道に研究活動を進めてまいり所存でございますので、皆様の一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

－研究報告書（J E L I－R）一覧表－

| | | | | |
|-------|---|--|------|----|
| No135 | － | 原子力損害賠償法に関する国内外の検討 | ’17. | 2 |
| 134 | － | 電力自由化による新たな法的課題－独占禁止法・競争政策の観点から－ | ’16. | 10 |
| 133 | － | 震災後の放射性物質に関する法政策及び国内外の環境訴訟の検討 | ’15. | 10 |
| 132 | － | 独占禁止法・競争政策の観点から見た日本と諸外国の電力市場改革 | ’15. | 4 |
| 131 | － | 原子力安全に係る国際取決めと国内実施 | ’14. | 8 |
| 130 | － | 海の開発・利用に係る法的問題の検討 | ’14. | 3 |
| 129 | － | 原子力損害賠償制度に関する今後の検討課題 東京電力(株)福島第一 原子力発電所事故を中心として | ’14. | 3 |
| 128 | － | 私的独占の行為類型およびエネルギー産業に関する諸規制 | ’13. | 3 |
| 127 | － | 諸外国における原子力発電所の安全規制に係る法制度 | ’13. | 1 |
| 126 | － | 原子力損害の補完的補償に関する条約各条の解説及び法的問題点の検討 | ’12. | 11 |
| 125 | － | 国内外の環境訴訟及び気候変動政策に係る法的諸問題の検討 | ’12. | 3 |
| 124 | － | 核物質防護に関する国際法・国内法上の問題 | ’11. | 7 |
| 123 | － | エネルギー産業における企業法務 | ’11. | 4 |
| 122 | － | 原子力行政に係る法的問題に関する総合的検討 | ’11. | 3 |
| 121 | － | 環境訴訟およびそれに伴う法的課題 | ’10. | 12 |
| 120 | － | 競争政策・独占禁止法と規制産業 | ’10. | 6 |
| 119 | － | エネルギー産業における企業買収の法的諸問題 | ’10. | 3 |
| 118 | － | 地球温暖化防止に関する法政策 | ’09. | 12 |
| 117 | － | 原子力施設の立地と規制に係る法制度の在り方に関する総合的検討 | ’09. | 6 |
| 116 | － | 原子力損害賠償に関する法的問題研究班報告書 | ’09. | 3 |
| 115 | － | 環境法政策の現状と課題 | ’08. | 11 |
| 114 | － | 新電気事業制度と競争政策 | ’08. | 9 |
| 113 | － | 地球温暖化対策の国際レジームと国内法政策 | ’08. | 3 |
| 112 | － | エネルギー税制の検討－環境対策の税制を中心として－ | ’08. | 3 |
| 111 | － | エネルギー関係国際法制の国内適用例 | ’08. | 3 |
| 110 | － | エネルギー憲章条約（中間論点整理） | ’08. | 3 |
| 109 | － | 原子力損害賠償に係る法的枠組研究班報告書 | ’07. | 3 |
| 108 | － | 新エネルギーをめぐる法的諸問題 | ’07. | 3 |

| | | | | |
|-----|---|--|------|----|
| 107 | — | 第17回 国際原子力法学会大会報告 | '07. | 3 |
| 106 | — | 環境政策手法と環境訴訟 | '06. | 3 |
| 105 | — | 新電気事業制度と競争に関する課題 | '06. | 3 |
| 104 | — | 2004年に改正された原子力の分野における第三者責任に関する パリ条約及び2004年に改正されたブラッセル補足条約 | '05. | 5 |
| 103 | — | 原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書－在り得べき原子力 損害賠償システムについて－ | '05. | 5 |
| 102 | — | エネルギー・環境国際紛争の処理方式 | '05. | 3 |
| 101 | — | 電気事業制度改革とその法的課題 | '05. | 3 |
| 100 | — | 海の利用に関する法制とその課題 | '05. | 3 |
| 99 | — | 欧州諸国の風力発電及び高レベル放射性廃棄物の最終処分に 関する法制 | '04. | 3 |
| 98 | — | 法定外地方税を利用したエネルギー課税の諸問題 | '03. | 12 |
| 97 | — | 電気事業と競争－その政策的課題の検討－ | '03. | 11 |
| 96 | — | 大規模施設の立地計画・収用に関する法制度 | '03. | 9 |
| 95 | — | エネルギーに関する貿易投資法制班 | '03. | 7 |
| 94 | — | 第15回 国際原子力法学会大会報告 | '03. | 7 |
| 93 | — | 核物質の国際移転に関する国際法と国内法 | '02. | 12 |
| 92 | — | 環境保全手法と環境行政 | '02. | 12 |
| 91 | — | 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び 原子力損害の補完的補償に関する条約 | '02. | 8 |
| 90 | — | 託送をめぐる法律問題 | '02. | 1 |
| 89 | — | 立地手続に関する法制度 | '02. | 1 |
| 88 | — | 原子力安全確保のための法のあり方に関する総合的検討 | '01. | 7 |
| 87 | — | 電力自由化の諸課題 | '01. | 4 |
| 86 | — | 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び 原子力損害の補完的補償に関する条約 | '01. | 4 |
| 85 | — | 第14回 国際原子力法学会大会報告 | '01. | 1 |
| 84 | — | 情報の公開に関する法制度 | '01. | 1 |
| 83 | — | 原子力平和利用をめぐる国際協力の法形態 | '00. | 7 |
| 82 | — | 環境保全を目的とする非規制的手法 | '00. | 7 |
| 81 | — | 燃料（原子燃料を除く）の調達を巡る法的諸問題 | '00. | 2 |
| 80 | — | 環境影響評価法制の総合的研究 | '99. | 12 |
| 79 | — | 電気・ガス事業における規制緩和と制度改革 | '99. | 7 |

| | | | | |
|------|---|--|------|----|
| 78 | — | プロジェクト・ファイナンスをめぐる法的諸問題 | '99. | 2 |
| 77 | — | 国際原子力利用法制の主要課題 | '98. | 12 |
| 76 | — | 投資紛争解決国際センター（ICSID）—その概要と仲裁事例— | '98. | 7 |
| 75 | — | TRU廃棄物の処分を巡る法律問題 | '98. | 6 |
| 74 | — | 国際原子力安全・環境保護規制と国内法制の接点 | '97. | 6 |
| 73 | — | 公益事業における新規制 | '97. | 2 |
| 72 | — | 国際原子力法制の重要課題 | '96. | 11 |
| 71 | — | 「原子力事故—責任と保障—（ウィーン条約改正とヘルシンキ シンポジウム）」及び「原子力損害に対する第3者責任—他 のエネルギー分野との比較研究」 | '96. | 7 |
| 70 | — | 米国電力会社の製造物責任に関する判例研究 | '96. | 7 |
| 69 | — | 公益事業の約款を巡る事例集 | '95. | 12 |
| 68 | — | 国際法曹協会（IBA） エネルギー及び天然資源法部会 （SERL）第11回セミナー報告書 | '95. | 9 |
| 67 | — | 国際環境法の重要項目 | '95. | 7 |
| 66 | — | 第11回 国際原子力法学会大会報告 | '95. | 7 |
| 65 | — | 近年における電源立地とその課題 | '95. | 3 |
| 64 | — | 原子力施設・原子燃料の国際取引と安全保障 | '95. | 1 |
| 63 | — | 廃炉措置および高レベル放射性廃棄物処分の法制および問題点 | '95. | 2 |
| 62 | — | ローエイシア（LAWAISIA） 第13回大会報告書 | '94. | 7 |
| 61 | — | 損失補償と事業損失 — 事業損失の現状と課題 — | '94. | 7 |
| 60 | — | 安全保障とエネルギー関連取引 — 湾岸危機をめぐる問題 — | '94. | 3 |
| 59 | — | MISSISSIPPI POWER & LIGHT社 対 MISSISSIPPI州事件判決 | '93. | 10 |
| 58-2 | — | 近隣諸国・地域の原子力損害賠償制度 | '93. | 12 |
| 58 | — | 諸外国の原子力損害賠償制度 | '93. | 12 |
| 57 | — | 国際法曹協会（IBA） エネルギー及び天然資源法部会 （SERL）第10回セミナー報告書 | '92. | 8 |
| 56 | — | 第10回 国際原子力法学会大会報告 | '92. | 3 |
| 55 | — | BALTIMORE GAS & ELECTRIC CO. 対NRDC事件の影響 —行政委員会の専門的知見を裁判所は尊重せよという理論の進展— | '92. | 1 |
| 54 | — | 原子力事故による越境損害の法的救済 | '91. | 10 |
| 53 | — | 公害訴訟における不法行為理論の展開 | '91. | 3 |
| 52 | — | 国際法曹協会（IBA） エネルギー及び天然資源法部会 （SERL）第9回セミナー報告書 | '91. | 3 |

| | | | | |
|------|---|---|------|----|
| 51 | — | 公益事業法論 | '91. | 2 |
| 50 | — | 原子力の平和利用と国際取極 | '90. | 3 |
| 49-2 | — | 欧米諸国におけるエネルギー供給市場の独占と競争 | '91. | 3 |
| 49 | — | 日本におけるエネルギー供給市場の独占と競争 | '90. | 12 |
| 48 | — | BALTIMORE GAS AND ELECTRIC CO. 対 NATURAL RESOURCES DEFENSE COUNCIL, INC. 事件判決 | '90. | 3 |
| 47 | — | 第9回 国際原子力法学会報告 | '90. | 3 |
| 46 | — | 日本の原子力法の現状と課題 | '90. | 3 |
| 45 | — | 米国電気事業における規制緩和と経営の多角化 | '89. | 12 |
| 44 | — | 日本の原子力損害賠償制度 | '89. | 3 |
| 43 | — | 日本の原子力争訟 | '89. | 3 |
| 42 | — | 資源取引・開発に関わるオーストラリアの法制度 | '89. | 3 |
| 41 | — | 大気汚染公害に係る健康被害補償制度 | '89. | 1 |
| 40 | — | AMERICAN PAPER INSTITUTE, INC. 対 AMERICAN ELECTRIC POWER SERVICE CORP. ET AL. 事件判決 | '88. | 7 |
| 39 | — | 第8回 国際原子力法学会報告 | '88. | 3 |
| 38 | — | 第8回 国際法曹協会（I B A）ビジネス法部会報告書 | '88. | 3 |
| 37 | — | 日本の原子力法制 | '88. | 3 |
| 36 | — | 英国1882年電灯法 | '88. | 2 |
| 35 | — | 水管理にかかる法制（公水の利用を中心として） | '87. | 12 |
| 34 | — | エネルギー資源の国際取引をめぐる法律問題 | '87. | 10 |
| 33 | — | 原子力発電所の設置及び廃止に係る許認可 日本における放射性廃棄物法制について | '87. | 5 |
| 32 | — | プライス・アンダーソン法改正をめぐるアメリカ合衆国議会の動向 ・アメリカ合衆国のエネルギー政策の展開についての歴史的概観 | '87. | 3 |
| 31 | — | 環境保護をめぐる最近の諸問題 | '87. | 2 |
| 30 | — | 行政庁の行為に対する裁判上の差止め | '86. | 10 |
| 29-3 | — | 日本における有害化学物質規制の現状と問題 | '86. | 8 |
| 29-2 | — | 日本における公益事業規制の現状と規制緩和・民営化の動向 ：電気通信，鉄道，電力 | '86. | 7 |
| 29 | — | 第21回 国際法曹協会（I B A）総会報告書 | '87. | 3 |
| 28 | — | 第7回 国際法曹協会（I B A）主催エネルギー法セミナー報告書 | '86. | 10 |
| 27 | — | 原子炉の廃炉問題（I B A '85シンガポール大会報告書） | '86. | 6 |
| 26-2 | — | 日本の石油関係法（英訳付） | '86. | 12 |

| | | | | |
|------|---|----------------------------------|------|----|
| 26 | — | 日本の石油関係法の現状と問題点 | '86. | 7 |
| 25 | — | 第7回 国際原子力法学会報告 | '86. | 3 |
| 24 | — | 返還廃棄物及び原子炉廃止措置をめぐる法的諸問題 | '85. | 11 |
| 23 | — | 原子炉の設置及び廃止措置に係る許認可 | '85. | 8 |
| 22 | — | 諸外国の原子力第三者責任保険制度 | '85. | 4 |
| 21 | — | 世界各国の原子力法制 | '85. | 3 |
| 20 | — | 第6回 国際法曹協会（I B A）主催エネルギー法セミナー報告書 | '84. | 10 |
| 19 | — | E Cのエネルギー政策と発電コスト分析の諸問題 | '84. | 10 |
| 18 | — | 日本の石炭鉱業関係法 | '84. | 7 |
| 17 | — | 原子力発電所をめぐる最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判所判決 | '84. | 7 |
| 16 | — | 電源立地をめぐる法的諸問題 | '84. | 5 |
| 15 | — | 第6回 国際原子力法学会報告 | '84. | 4 |
| 14 | — | 公害防止協定概説 | '84. | 3 |
| 13 | — | 日本の環境影響評価制度 | '84. | 2 |
| 12 | — | 公害防止協定の効用 | '84. | 2 |
| 11-2 | — | 第2回日独原子力法シンポジウム西独側報告原文 | '83. | 11 |
| 11 | — | 第2回日独原子力法シンポジウム報告書 | '83. | 11 |
| 10-1 | — | 電源立地と国土利用計画法 | '83. | 11 |
| 9 | — | 原子力及び石炭政策をめぐる一考察 | '83. | 11 |
| 8 | — | 放射性廃棄物処分の法的諸問題 | '83. | 3 |
| 7 | — | エネルギー立地をめぐる訴訟 | '83. | 3 |
| 6 | — | 放射性廃棄物及び核燃料物質等の輸送をめぐる法的諸問題 | '83. | 3 |
| 5 | — | 太陽エネルギーと法 | '82. | 12 |
| 4 | — | 公害防止協定に対する一つの見方（中間報告） | '82. | 3 |
| 3 | — | アジア・西太平洋地域におけるエネルギー法 | '82. | 3 |
| 2 | — | 日本における地熱エネルギー | '82. | 3 |
| 1 | — | 第5回国際原子力法学会報告 | '82. | 3 |

—資料（J E L I -M）一覧表—

| | | |
|-------|--|----------|
| No 33 | — 平成21年度特別研究講座講演集 | ' 10. 10 |
| 32 | — ドイツにおける原子力法・放射線防護法の現下の問題点 | ' 08. 3 |
| 31 | — ドイツにおける新たなエネルギー事業法 | ' 06. 10 |
| 30 | — ドイツにおけるエネルギー政策とエネルギー事業用地の取得をめぐる法律問題 | ' 03. 12 |
| 29 | — 原子力施設をめぐる憲法上の行政権，立法権の権限争い—台湾司法院大法官釈字第520号解釈評釈— | ' 02. 6 |
| 28 | — 国際原子力法学会（I N L A）・アジア太平洋法律協会（L A W A S I A）発表原稿集 | ' 01. 5 |
| 27 | — 電力会社における市民型株主運動 | ' 97. 3 |
| 26 | — 1995年第12回国際原子力法学会（I N L A）発表原稿集 | ' 96. 3 |
| 25 | — 1995年度海外出張報告書 — 中国，欧州のエネルギー法制度政策に関するヒアリング結果報告集 — | ' 96. 3 |
| 24 | — ガブリエーレ・パシュケ氏講演会報告書 | ' 93. 7 |
| 23 | — ドイツ原子力法における新たな進展 | ' 92. 11 |
| 22 | — 欧州エネルギー政策の動向 — マーストリヒト条約とエネルギー政策 — | ' 92. 10 |
| 21 | — アメリカ清浄大気法とスーパーファンド — 最近におけるいくつかの展開 — | ' 91. 3 |
| 20 | — 加盟国における欧州共同体法の適用について | ' 91. 1 |
| 19 | — 最近のアメリカの環境立法 — 固型廃棄物・有害廃棄物の処理・処分を中心として — | ' 89. 2 |
| 18 | — 原子力にかかわる国際機関の役割とその限界 | ' 88. 8 |
| 17 | — ドイツ連邦共和国における技術的大規模施設の設置および稼働に対する実体法上の要請 | ' 88. 1 |
| 16 | — 西ドイツの放射能予防防護法 | ' 87. 7 |
| 15 | — 最近における原子力発電に対する米国住民の反応・規制緩和潮流下におけるエネルギー利用形態の方向性 | ' 87. 1 |
| 14 | — ヴィール原発許可取消訴訟に係る西ドイツ連邦行政裁判所判決 | ' 86. 10 |

| | | | | |
|----|---|-------------------------------------|------|---|
| 13 | — | 日米における環境研究企画の比較モデル | '86. | 8 |
| 12 | — | 有害廃棄物をめぐる法的諸問題 — アメリカ合衆国の場合 — | '86. | 2 |
| 11 | — | 核燃料サイクル多数国間取極 | '85. | 8 |
| 10 | — | 原子力発電所等の立地点選定の法律問題 | '85. | 5 |
| 9 | — | アメリカ合衆国の1974年地熱エネルギー研究・開発・実証法 | '85. | 5 |
| 8 | — | スウェーデンの原子力法令 | '84. | 9 |
| 7 | — | ドイツ連邦共和国における憲法裁判所統制下の原子力発電所 | '83. | 6 |
| 6 | — | 最近のオーストラリアの外資政策の運営 | '83. | 3 |
| 5 | — | エネルギー法 — ひとつの学問の定義 — | '83. | 3 |
| 4 | — | 代替エネルギー法の最近の動向 ウラン—カナダのウラン産業 | '82. | 3 |
| 3 | — | 代替エネルギー法の最近の動向 原子力—「謎の中の謎」 | '82. | 3 |
| 2 | — | 代替エネルギー法の最近の動向 オーストラリアのウランを めぐって | '82. | 3 |
| 1 | — | 日本の電源立地政策 | '82. | 3 |

2016年度 日本エネルギー法研究所年報

2017年5月

編 集 日本エネルギー法研究所年報・月報編集委員会

発 行 日本エネルギー法研究所

〒141-0031 東京都品川区西五反田7-9-2

KDX五反田ビル8F

TEL 03-6420-0902 (代)

FAX 03-6420-0903

URL <http://www.jeli.gr.jp/>

e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
